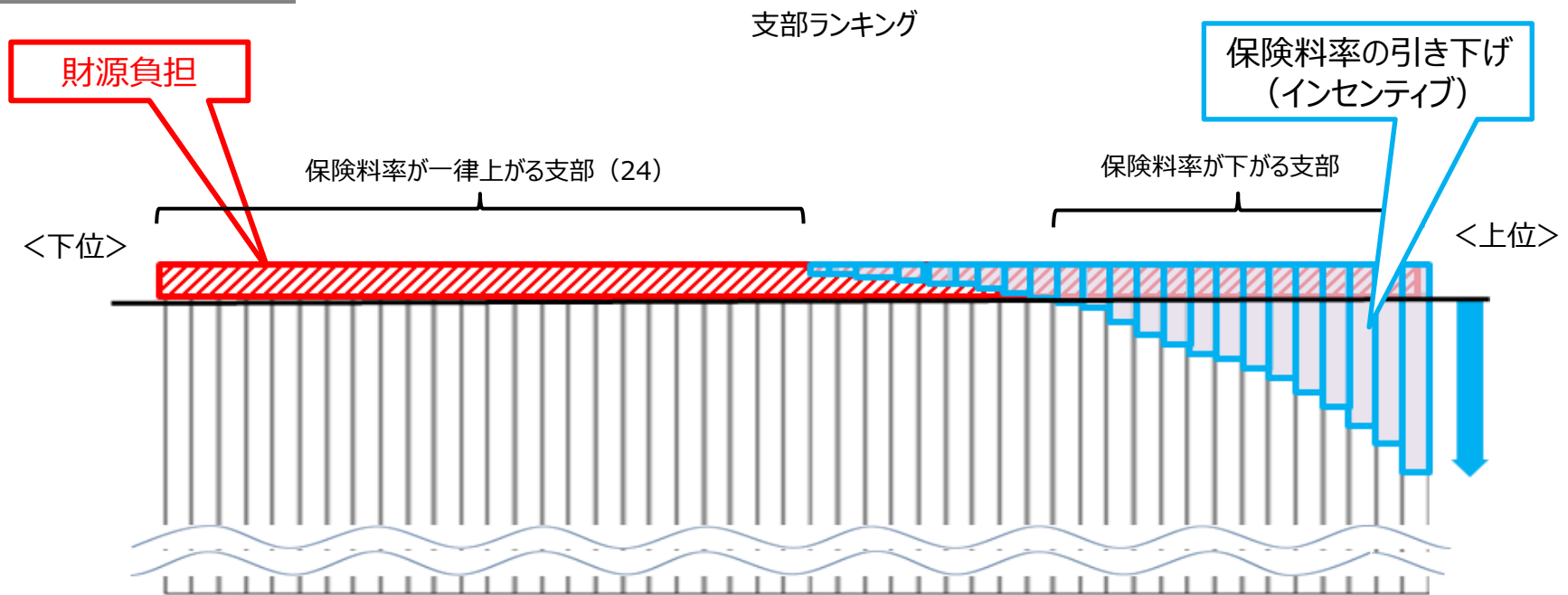


協会けんぽのインセンティブ制度について

制度概要

支部ごとに加入者及び事業主の行動等を評価した結果を、2年後の後期高齢者支援金に係る保険料率に反映させる

制度のイメージ



協会けんぽのインセンティブ制度について

評価指標（合計で5つ）

1 特定健診等の受診率

- ① 特定健診等の受診率【60%】 + ② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】 + ③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率

- ① 特定保健指導の実施率【60%】 + ② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】 + ③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

3 特定保健指導対象者の減少率

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- ① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】 + ② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 ジェネリック医薬品の使用割合

- ① ジェネリック医薬品の使用割合【50%】 + ② ジェネリック医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

インセンティブ制度の実施時期

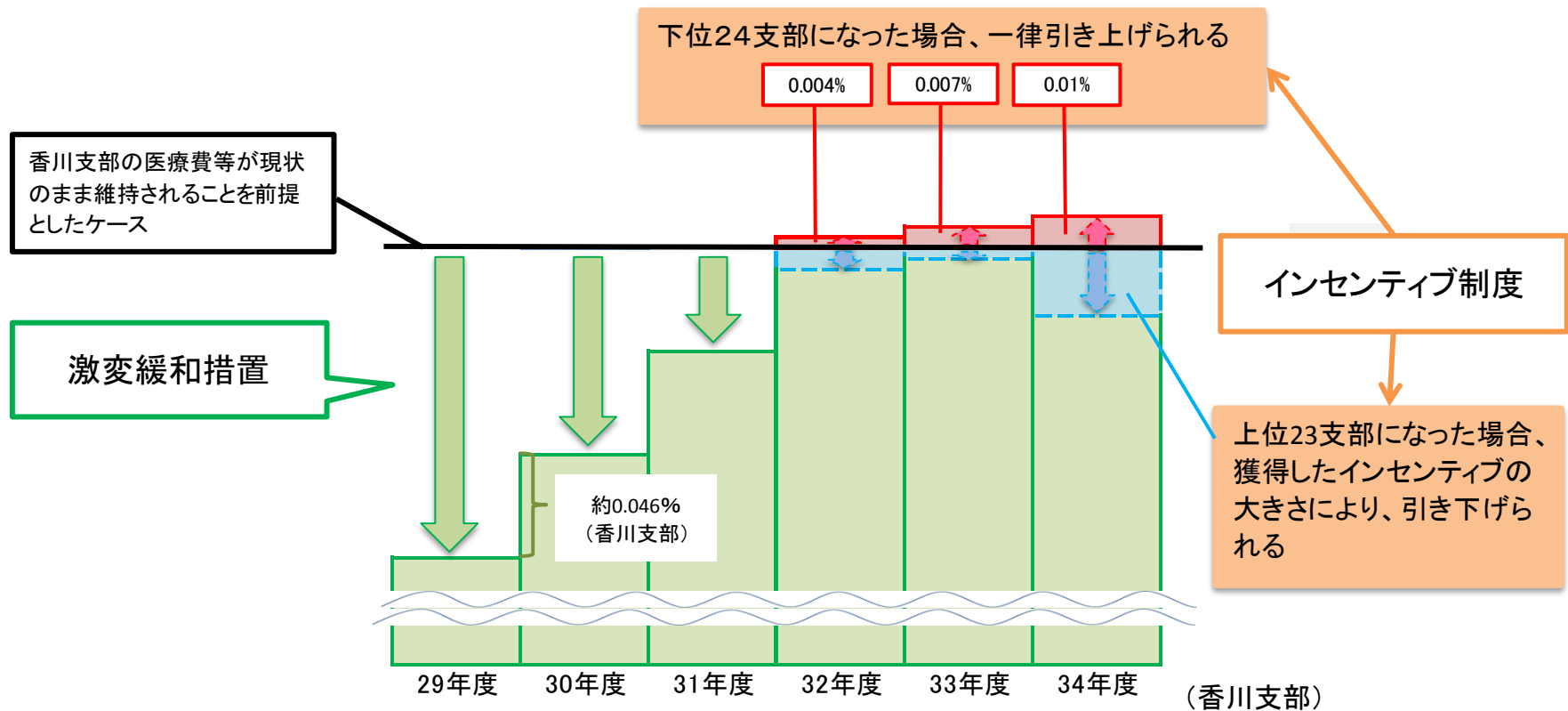
平成30年度から実施。平成30年度の実績結果(特定健診等の受診率等)は、平成32年度の都道府県単位保険料率に反映される

協会けんぽのインセンティブ制度について

従来の激変緩和措置とインセンティブ制度の関係【イメージ図】

医療費等をもとに計算する1号保険料率に反映させる激変緩和措置（平成21年度～平成31年度）

後期高齢者支援金等に係る2号保険料率に反映させるインセンティブ制度（32年度～）



インセンティブ制度について

平成30年3月16日